

平成23年川俣町議会第8回定例会会議録

平成23年川俣町議会第8回定例会は、9月8日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 高橋道弘君	2 番 高橋真一郎君	3 番 鳴原利光君
4 番 高橋道也君	5 番 菅野清一君	6 番 齋藤博美君
7 番 昆久美子君	8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君
10 番 黒沢敏雄君	11 番 三浦浩一君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 高野善兵衛君
16 番 佐藤喜三郎君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
産業課長	沢口進君	教育委員長	佐藤捷善君
教 育 長	神田紀君	こども教育課長	仲江泰宏君
生涯学習課長	松本康弘君	総務課長補佐	大内彰君
監査委員	斎藤庸夫君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書 記 橋本文雄

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定
議案の上程
町長提案要旨の説明
請願の委員会付託
諸般の報告

- 議報告第 3 号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 9 号 寄附採納報告
- 報告第 10 号 地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について
- 議案第 56 号 平成 22 年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について（説明）
- 議案第 57 号 平成 22 年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（説明）
- 議案第 58 号 平成 22 年度川俣町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について（説明）
- 議案第 59 号 平成 22 年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（説明）
- 議案第 60 号 平成 22 年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（説明）
- 議案第 61 号 平成 22 年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（説明）
- 議案第 62 号 平成 22 年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について（説明）
- 議案第 63 号 平成 22 年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（説明）
- 議案第 64 号 平成 22 年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（説明）
- 議案第 65 号 平成 22 年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（説明）
- 議案第 66 号 平成 22 年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（説明）
- 議案第 67 号 平成 22 年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（説明）
- 議案第 68 号 平成 22 年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（説明）
- 議案第 69 号 平成 22 年度川俣町水道事業会計決算の認定について（説明）
- 議案第 70 号 平成 23 年度川俣町一般会計補正予算（第 5 号）（説明）
- 議案第 71 号 平成 23 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（説明）
- 議案第 72 号 平成 23 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（説明）

- 議案第 7 3 号 平成 2 3 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
（説明）
- 議案第 7 4 号 平成 2 3 年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
（説明）
- 議案第 7 5 号 平成 2 3 年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第 1 号）
（説明）
- 議案第 7 6 号 平成 2 3 年度川俣町水道事業会計補正予算（第 2 号）（説明）
- 議案第 7 7 号 川俣町小島財産区管理会委員の選任について（審議採決）
- 議案第 7 8 号 川俣町飯坂財産区管理会委員の選任について（審議採決）
- 議案第 7 9 号 川俣町大綱木財産区管理会委員の選任について（審議採決）
- 議案第 8 0 号 川俣町山木屋財産区管理会委員の選任について（審議採決）
- 議案第 8 1 号 川俣町個人情報保護審査会委員の任命について（審議採決）
- 議案第 8 2 号 川俣町固定資産評価審査委員会委員の選任について（審議採決）
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について（審議採決）

◎開会及び開議の宣告

- 議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、平成23年第8回川俣町議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 会議を進める前に申し上げます。
本日は気温が上がっておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第118条の規定により、議長において9番議員 新関善三君、10番議員 黒沢敏雄君を指名いたします。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。
石河議会運営委員長。

- 議会運営委員長（石河清君） 皆さん、おはようございます。本定例会の会期及び審議日程につきまして、去る9月5日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その結果、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。

まず、会期は、本日から20日までの13日間といたします。

審議日程であります。第1日目の本日は、議案の上程、町長から提案要旨の説明を受けた後、請願の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査等の結果報告、寄附採納報告、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告を受けます。次に、平成22年度一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業特別会計、奨学資金特別会計、工業団地造成事業特別会計、各財産区特別会計、水道事業会計決算14件と平成23年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業特別会計、奨学資金特別会計、水道事業会計の補正予算7件について、提案内容の説明を受けます。その後、人事同意8件について提案内容の説明を受けた後、審議採決をしていただき、午後4時ごろ散会の予定であります。なお、本会議終了後は各常任委員会を開催していただき、日程等の決定をお願いをいたしたいと思っております。第2日目の9日、金曜日は、議案調査のため休会といたします。第3日目の10日は土曜日、第4日目の11日は日曜日のため休会であります。第5日目の12日、月曜日は午前10時に本会議を開議し、一般質問を行い、午後5時ごろ散会の予定であります。なお、一般質問は6名の方を予定をしております。第6日目の13日、火曜日は、午前10時に本会議を開議し、引き続き一般質問を行います。一般質問は5名の方を予定をしております。第7日目の14日、水曜日は、平成22年度決算及び平成23年度補正予算について質疑の後、所管の常任委員会に付託をしていただきます。なお、平成22年度決算のうち、各財産区決算の5件

については、審議、採決をしていただきます。本会議終了後は、各常任委員会を開催していただきます。第8日目の15日、木曜日及び第9日目の16日、金曜日は、各常任委員会を開催していただき、付託案件の審査をお願いいたします。第10日目の17日は、土曜日は、第11日目の18日は日曜日、第12日目の19日は、祝日のため、休会であります。本定例会最終日であります第13日目の20日、火曜日は、午前10時から正午まで各常任委員会を開催していただきます。なお、追加議案等が予定されておりますので、午後1時から議会運営委員会等を開催いたします。その後、本会議を午後3時に開議し、各常任委員長から請願の審査結果など、付託案件について報告を受けた後、平成22年度決算9件、平成23年度補正予算7件について、討論、採決を行います。その後、追加議案等をすべて議了し、午後5時ごろ閉会の予定であります。

以上のとおり決定をいたしましたので、議員各位のご協力をお願いをいたしまして、報告いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま議会運営委員長が報告いたしました日程でご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって会期は、13日間と決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第3、本定例会に付議されました議案は、お手もとに配付したとおりでありますので、一括上程いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第4、町長から提案要旨の説明を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 皆様おはようございます。本日、ここに、平成23年第8回川俣町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、ご参集を賜りましたことに心からお礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします案件は、報告2件のほか、議案は、決算の認定が14件、補正予算が7件、人事同意が7件、諮問が1件でございます。

はじめに、平成22年度の施策の成果と決算等の状況につきまして申し上げます。

平成22年度の施策の主な成果といたしましては、国の補正予算による臨時交付金事業として繰越事業を含め、ブロードバンド整備事業、携帯電話不通諸地域解消のための携帯電話通信エリア整備事業などを実施してきましたほか、川俣中学校、富田幼稚園の耐震改修工事を行いました。川俣中学校、富田幼稚園は、鉄骨ブレースによる耐震補強工事を行い、耐震性能の向上が図られたことにより、今般の震度6弱という大地震による被害を免れることができました。また、旧福沢小学校を「羽山の森美術館」に改修し、地元をはじめ、関係団体皆様のご協力の下、円滑な運営が図られております。旧小島小学校は、「おじまふるさと交流館」へ改修いたしましたが、交流事業の前に、東日本大震災による避難者受入れるため、安心、安

全な避難者のための生活の場として活用をされてきたところであります。更に、県の緊急雇用創出基金事業などを活用した事業も実施し、47名の雇用の確保を図るなど、町民の生活不安の解消にも努めてきたところでございます。

財政運営面につきましては、景気の回復が期待できず雇用情勢も悪化が続くなど、町税が引き続き減収となっているほか、地方消費税交付金などの各種交付金が微減となりましたが、普通交付税において、基準財政需要額に雇用対策・地域資源活用臨時特例費が創設されたことや国の補正予算の増額や特別交付税についても、前年度と同額規模の交付となったことにより、必要な財源を確保することができたため、歳入総額は74億1,525万3,000円で、前年度と比べ15億462万円、25.5%の大幅な増額となり、実質収支では2億780万2,000円の黒字決算となりました。経常収支比率を前年度と比較いたしますと、平成21年度が86.2%、平成22年度が82.7%と、3.5%改善されておりますが、普通交付税や臨時財政対策債などの増加による歳入の経常一般財源が増額となったことなどによるものでございます。起債制限比率、公債費比率につきましては、地方債の償還を計画的に行っているため比率は減少したものの、地方債年度末現在高につきましては、元金の償還開始等によりまして増加いたしております。後ほど担当課長から説明いたさせますが、財政の健全化に関する法律に基づく指標につきましては、健全化判断比率につきましては、早期健全化基準を下回るものでございます。また、資金不足比率につきましても、資金不足が生じた公営企業会計はないため、資金不足比率はございませんでした。

第2点目は、復興計画の策定につきまして申し上げます。

これまで、平成15年度に策定しました「みんなでつくるまちづくり計画」に加え、昨年度策定いたしました今後12年間の指針となる「第5次川俣町復興計画」に基づき、住民と行政との協働によるまちづくりを推進するため各種事業を実施してまいりましたが、3月11日の東日本大震災において、6,000名を超える原子力災害による避難者の受入をはじめ、山木屋地区が計画的避難区域に指定されるなど、本町をとりまく情勢も大きく変化をしてまいりました。いまだ収束が見えない原子力災害による放射線被害と風評被害を克服し、元気で笑顔に満ちた安心して暮らせる地域を取り戻すこと。更には、次の世代の引き継ぐべき豊かな自然と住民相互の強い絆を更に進化させるため、速やかに復興に向けた取り組みを進めるため、8月12日、川俣町復興会議を立ち上げ、復興を進めるうえでの道標となる復興計画の年内に策定に向け、7つの視点を掲げておりますが、その中の主なものにつきまして申し上げます。

はじめに、「マイナスからゼロへの再生を目指す。」との視点につきましては、山木屋地区の計画的避難区域の解除により、子どもたちも一緒に帰宅することができるようにするためには、生活再建のために徹底した除染活動が必要であります。負の影響を払拭し、一刻も早い復興に向けた基盤整備に取り組むことといたしております。

また、「健康の増進と医療の充実を目指す。」との視点につきましては、福島県民を30年にわたり内部被ばくも含めた健康調査を行うこととなっておりますが、長期にわたる放射性物質による影響調査や心のケアを含めた様々な健康管理対策を確実に実施していくことといたしております。

「魅力ある産業への再生・復興を目指す。」との視点につきましては、雇用の場の確保により、若者が戻れる地域づくりを進めるため、計画的避難区域の解除後において、早期営農が可能な農地の再生や製造業等の震災前の取引関係の維持、回復と新規企業の誘致を進めるとともに、魅力ある商店街づくりに取り組むこととしております。これらの視点を踏まえ、復興計画づくりを進めてまいります。また、復興計画策定の体制につきましては、次の3つに区分をいたしております。

1つ目は、「町民の参画体制」につきましては、本町の復興に際し、再生・復興の現状、課題の分析、復興に向けた協議を行うとともに、取り組みを推進するための提言などを行う復興会議の開催をはじめ、住民説明会の開催、関係団体へのヒアリングやパブリックコメントなどの実施でございます。

2つ目の「国・県との連携、調整」では、直轄事業の実施も含め、国・県の主体的な取り組みや支援を受け、計画の策定段階から連携と調整を行うことといたしております。

3つ目の「庁内の策定体制」では、計画案の策定に関し意思決定機関として、審議を行う庁議と課内の調整を図りながら各施策を横断的に協議し、計画案の策定を行うための計画策定本部の設置。また、計画策定にあたっては全職員が総力を挙げて取り組んでいく必要があり、職員一人ひとりが自覚を持って積極的に関わることであります。計画の構成と期間は、長期化が懸念される原子力災害を克服するため、10年間を目途に取り組みの方向性を示し、当初の5年間を集中復興期間と定めるとともに、今後の事態収束状況を踏まえ、適宜修正を行うこととしております。計画の位置づけは、第5次川俣町振興計画を補完するものであり、大災害に関わる対策を取りまとめた特別計画として位置づけてまいる考えであります。

第3点目は、放射性物質による汚染を除去する除染について申し上げます。

はじめに、学校やプール等の除染対策につきまして申し上げます。小中学校、幼稚園、保育園、わいわいクラブにつきましては、施設壁面洗浄と校庭等の表土除去を行いました。除去前と除去後において放射線量を測定した結果、確実に低減し一定の効果が確認できました。また、おじまふるさと交流館、羽山の森美術館につきましても、グラウンド等の表土除去を行った結果、同様な効果を確認しております。プールにつきましては、川俣プールは6月19日から8月29日まで開場いたしましたが、使用にあたっては施設の高圧洗浄を行うとともに水質検査を行い、安全性を確認ながら管理運営をまいりました。また、小学校プールにつきましては、屋内プールである南中プールを町内の全ての小学校でより安心して利用するために、上屋を含め施設を洗浄するとともに水質検査を行い、安全性を確認したうえで、有効活用を図ってまいりました。福田、川俣、富田、飯坂小のプールにつきましては、

来年度の利用に向け、早期の除染が効果的であることから、高圧洗浄を行ってきております。通学路や側溝等の子どもや住民の生活空間の除染につきましては、原子力災害から子ども等の住民の健康を確保するため、国の特別緊急除染事業において福島県に基金を創設し、市町村の実施計画に基づき除染事業を実施する。線量低減化活動支援事業に取り組むこととし、現在、自治会や行政区などにおいて、説明会を開催いたしておりますが、県によりますと、事前調査の段階でこの事業に取り組む予定の団体数は40市町村、4,978団体とのこととございます。しかしながら、国の原子力災害対策本部において、8月26日に決定された「除染に関する緊急実施基本方針」の線量水準に応じた地域別の対応の、「追加被曝線量がおおむね年間1から20ミリシーベルトの間の地域」に対しては、市町村の円滑な除染実施を国が支援するとされており、除染に伴って生じる土壌等の処理については、当面の間、市町村又はコミュニティごとに仮置場を持つことが現実的であり、国は、財政、技術面で支援することとされております。また、放射性物質汚染対処特別措置法が8月30日に公布されましたが、同法の適用は平成24年1月1日とされております。それまでは、国の除染に関する緊急実施基本方針により、県、市町村、地域住民が連携して除染の取組みを推進することとされております。除染に伴って生じる土壌等の処理は、当面の間、市町村が仮置場を設置することとされておりますが、期間など具体的なことが明確に示されていないため、早急に示すよう国に対して要請しております。しかし、子どもたちなど住民を放射線から守るためには、できる限り除染を進めていく必要がありますので、実施にあたっては、今後とも各自治会や行政区等との協議を進めながら、対応してまいりたいと考えております。

第4点目は、野菜等のモニタリング検査についてでございます。現在、近畿大学や広野町の協力により、定期的に進めてきているところでございます。また、9月13日からは当面の間、毎週火曜日に、広野町役場所有のシンチレーション検出器を借用し、いわき市の国立福島工業高等専門学校において、実施することとなりました。町内で栽培される自家用野菜や果物、きのこ、山菜等を中心に、その安全性を確保するために、収穫されたものを調査することといたしております。また、町では、同型のシンチレーション検出器を購入するための準備を進めております。町に配備された段階で、実施日程等を改めて調整し、町内で収穫された自家用野菜等の放射性物質による汚染について、不要な不安を取り除きながら、安全性の確保を図ってまいりたいと考えております。

それでは、提出議案等の要旨について説明を申し上げます。

報告第9号、寄付採納報告は、寄付採納11件について報告を行うものでございます。

報告第10号、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成22年度の決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業の資金不足比率を監査委員の審査に付したう

えで、議会に報告を行うものでございます。

議案第５６号、平成２２年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第６９号、平成２２年度川俣町水道事業会計決算の認定については、それぞれ平成２２年度川俣町各会計歳入歳出決算について、認定をお願いするものでございますが、監査委員の審査意見書のほか、決算に伴います主な事業の成果の概要及び各会計の執行の実績につきましては、付属資料のとおりでございます。

次に、議案第７０号、平成２３年度川俣町一般会計補正予算（第５号）について、ご説明申し上げます。本補正予算は、既定の予算額６７億８０４万２,０００円に、歳入歳出それぞれ４,８２０万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６７億５,６２５万１,０００円とするものでございます。歳入におきましては、交付額の確定により、地方特例交付金５６９万５,０００円の減額や地方交付税のうち普通交付税が１億１,１８３万６,０００円の増額。国庫支出金で自立支援給付費国庫負担金など１５万４,０００円、県支出金では、線量低減化活動支援事業補助金８０８万円、公立学校等校庭土壌緊急改良事業補助金１０７万９,０００円、保育施設等表土改善事業補助金１１１万８,０００円などが増額となり、総額で１,１８２万１,０００円の増額でございます。寄付金では、ふるさとづくり寄付金、学校教育寄付金など１９４万円の増額。繰越金では、平成２２年度歳計剰余金の半分を繰り越すもので、当初予算分を差し引いた８,３９０万１,０００円を増額いたしております。町債では、臨時財政対策債を１,２５０万円増額し、補正後の限度額を５億５,８６０万円とするものでございます。また、歳入の増額分について繰入金で調整し、財政調整繰入金１億６,８３０万３,０００円を減額するものでございます。歳出につきましては、７月１日付け人事異動による補正及び災害対応にかかる時間外手当等で９４８万６,０００円の増額、物件費では、臨時職員分の健康診断委託料１１６万５,０００円の増額、線量低減化活動事業費として、一時仮置き場設置委託料４６１万４,０００円、線量計購入費１０８万８,０００円、汚泥等放射能測定機購入費１４３万円などの増額や広域入所保育委託料１２６万円の増額。また、ジャズコンサート中止による委託料１３６万５,０００円を減額し、総額では、１,２７０万９,０００円の増額となっております。維持補修費では、農業用水路整備資材代、おじまふるさと交流館修繕料などで２７６万８,０００円の増額。補助費等では、消防団員の共済掛金が増額となったため、消防補償等事務組合負担金１,３６８万円の増額や移転した授産施設への追加補助金として３施設へ９０万円ずつ増額し、総額では１,７８２万８,０００円の増額となっております。普通建設事業費では、消防屯所修繕工事費、震度計設備移設工事費、農村広場トイレ修繕工事費など３５０万４,０００円の増額。繰出金では、介護保険特別会計、国民健康保険事業特別会計へ人事異動による人件費分を補正いたしております。

議案第７１号、平成２３年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」は、事業勘定において、既定の予算額１８億３,９１６万１,０００円に歳入歳出それぞれ１,１２０万６,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１８億５,０３６

万7,000円とするものでございます。歳入面では、国保税の税率等を引き上げず、平成22年度と同率同額に据え置いたことにより、国民健康保険税6,270万4,000円の減額、また、支払基金からの療養給付費交付金の増額分3,384万9,000円と前年度からの繰越金3,198万5,000円を補てんするものでございます。歳出では、計画的避難区域内等の被災者にかかる医療関係等での窓口での一部負担金免除に伴う保険給付費579万7,000円、共同事業拠出金519万8,000円の増額などでございます。

議案第72号、平成23年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、既定の予算額15億5,591万4,000円に歳入歳出それぞれ5,028万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億619万6,000円とするものでございます。計画的避難区域等の被災者の介護給付費にかかる利用者負担額の免除措置及び施設入所者等の食費、居住費等の減免措置に伴い、保険給付費を4,902万5,000円計上し、免除分に相当する額の国庫補助金を増額するものでございます。

議案第73号、平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、既定の予算額1億6,075万5,000円に歳入歳出それぞれ31万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を1億6,107万円とするもので、歳入では繰越金31万5,000円の増額。歳出では、広域連合への収入のあった普通徴収保険料31万5,000円を納付するための増額補正をするものでございます。

議案第74号、平成23年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算額1,012万8,000円に歳入歳出それぞれ208万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,221万3,000円とするものでございます。歳入では、平成22年度決算による繰越金208万5,000円の増額、歳出では、沈殿池の配管修繕等の工事費96万7,000円、施設整備積立金111万8,000円を増額補正するものでございます。

議案第75号、平成23年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算額2,641万9,000円に歳入歳出それぞれ120万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,762万8,000円とするものでございます。歳入では、平成22年度決算による繰越金120万9,000円の増額、歳出では繰越金を基金に積み立てるものでございます。

議案第76号、平成23年度川俣町水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的支出の工事費の補正で、遠隔監視装置、薬品タンク、漏水等の修繕費が315万1,000円、人事異動及び災害等により162万7,000円、その他事務費等55万9,000円で、総額で533万7,000円を増額補正するものでございます。

議案第77号から第81号までは各財産区の委員の選任につき、各7名の方で構成され、本年9月30日で任期満了となるため、各財産区から推薦をいただき、選任を求めるものでございます。任期は、平成23年10月1日から、平成27年9月30日までの4年間となります。

議案第 82 号、川俣町個人情報保護審査会委員の任命については、川俣町個人情報保護条例第 27 条の規定により、川俣町個人情報保護審査会委員 5 名の任命につきまして、議会の同意を求めるものでございます。任期は、平成 23 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの 2 年間となります。

議案第 83 号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、川俣町固定資産評価審査委員会委員の選任について、同審査委員会委員 3 名のうち、2 名の委員が本年 9 月 30 日をもって任期満了となるため、現委員の再任について議会の同意を求めるものでございます。任期は、平成 23 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの 3 年間となります。

諮問第 1 号、人権擁護委員の候補者の推薦については、現在、川俣町には人権擁護委員として 5 名の方が法務大臣から委嘱をされておりますが、そのうち 1 名の委員が本年 12 月 31 日で任期満了となり、引き続き人権擁護委員に再任をお願いするため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございますが、これら議案等の詳細につきましては、各担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ、議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提出議案要旨の説明といたします。どうぞよろしくお願いを申し上げます。



○議長（佐藤喜三郎君） 次に、日程第 5、請願の委員会付託を行います。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙文書表により朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） 請願は、ただいま文書表朗読のとおりであります。

請願第 5 号「町道細越・笛田線整備に関する請願書」、請願第 6 号「町道油田・餅石線整備改良と町道認定に関する請願書」、以上 2 件を産業建設常任委員会に付託いたしますので、会期中の審査をお願いいたします。



○議長（佐藤喜三郎君） 次に、日程第 6、ここで議会関係の諸般の報告をいたします。

最初に、議会事務局から報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 議会事務局から報告いたします。

今定例会の一般質問の通告は、お手もとに配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、去る 6 月定例会で可決されました「脱原発を宣言し自然エネルギーの開発と普及を求める意見書」は、内閣総理大臣はじめ関係機関に送付いたしましたので、報告いたします。

以上で議会事務局からの報告を終わります。



○議長（佐藤喜三郎君） 次に、一部事務組合について報告いたします。

最初に、伊達地方消防組合議会臨時会について報告願います。

黒沢敏雄君。

- 10 番（黒沢敏雄君） 10 番 黒沢であります。私からは、伊達地方消防組合議会の報告をいたします。

平成 23 年 7 月 27 日、午前 10 時 30 分、伊達地方消防組合議会臨時会が伊達消防組合に招集され、菅野清一議員とともに出席してまいりました。

付議案件は、議案 3 件でありました。議案は審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。なお、詳細については、お手もとに配付のとおりです。

これで報告を終わります。

- 議長（佐藤喜三郎君） 次に、伊達地方衛生処理組合議会臨時会について報告いたします。

昆久美子君。

- 7 番（昆 久美子君） 7 番 昆でございます。私からは、伊達地方衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成 23 年 7 月 4 日、午後 2 時 30 分、伊達地方衛生処理組合議会臨時会は、伊達地方衛生処理組合に招集されました。齋藤博美議員とともに出席してまいりました。

付議議案は、議案 2 件でありました。議案 2 件は審議の結果、議案どおり可決されたことを報告いたします。なお、細部につきましては、お手もとに配付の資料のとおりです。これで報告を終わります。

- 議長（佐藤喜三郎君） 次に、川俣方部衛生処理組合議会臨時会について、報告願います。

菅野意美子君。

- 8 番（菅野意美子君） 川俣方部衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成 23 年 8 月 23 日、午後 4 時 30 分、川俣方部衛生処理組合議会臨時会が、川俣方部衛生処理組合に招集され、佐藤喜三郎議長、石河清議員、高橋道也議員とともに出席してまいりました。

付議議案は、選挙 1 件、報告 2 件、議案 1 件でありました。選挙の結果、福島市議会の尾形武議員が副議長に選任されました。また、報告 2 件は報告され、議案 1 件は審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。なお、細部については、お手もとに配付のとおりです。これで報告を終わります。

- 議長（佐藤喜三郎君） 最後に、福島地方水道用水供給企業団議会定例会について、私から報告いたします。なお、この場からの報告をお許し願います。

福島地方水道用水供給企業団議会の報告をいたします。

平成 23 年 8 月 30 日、午後 2 時、福島地方水道用水供給企業団議会定例会は、摺上浄水場に招集され、出席いたしました。付議議案は、議案 3 件でありました。議案 3 件は審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。

なお、細部については、お手もとに配付したとおりでありますので、ご報告いたします。

以上、報告いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、日程第7，議報告第3号、例月出納検査等の結果について報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） なお、例月出納検査等の結果報告は、お手もとに配付のとおりであります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第8，報告第9号「寄附採納」について報告いたします。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第9，報告第10号「地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について」、報告願います。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 報告第10号について説明した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここでおはかりいたします。

日程第10，議案第56号から日程第23，議案第69号までは、平成22年度各会計決算の認定の議案です。以上14件を一括議題として、所管が同じ議題はまとめて説明を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって以上14件は、一括議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第10，議案第56号「平成22年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について」、当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第56号 平成22年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） 企財課長、ここで休憩しますので、休憩後に続けてお願いします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は11時20分といたします。
（午前11時05分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。
（午前11時20分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 引き続き企画財政課長の説明を続けます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第56号 平成22年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第11，議案第57号「平成22年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第12，議案第58号「平成22年度川俣町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第13，議案第59号「平成22年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」日程第14，議案第60号「平成22年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、以上4件について当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第57号 平成22年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号 平成22年度川俣町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号 平成22年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、保健福祉課長、ここで昼のため休憩しますので、第60号は、午後にいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時です。

（午後0時01分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 午前に引き続き保健福祉課長の説明を続けます。

議案第60号、保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第60号 平成22年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第15，議案第61号「平成22年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第23，議案第69号「平成22年度川俣町水道事業会計決算の認定について」、当局の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 議案第61号 平成22年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号 平成22年度川俣町水道事業会計決算の認定について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第16，議案第62号「平成22年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について」、当局の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（仲江泰宏君） 議案第62号 平成22年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第17，議案第63号「平成22年度川俣町工業団地造

成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、当局の説明を求めます。

産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 議案第63号 平成22年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第18，議案第64号「平成22年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第19，議案第65号「平成22年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第20，議案第66号「平成22年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第21，議案第67号「平成22年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第22，議案第68号「平成22年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、以上5件について、当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 議案第64号 平成22年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第65号 平成22年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号 平成22年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第67号 平成22年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号 平成22年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で決算関係の当局の説明を終わります。

ここで、平成22年度各会計の決算の審査結果について、代表監査委員から報告を受けます。

斎藤代表監査委員。

○代表監査委員（斎藤庸夫君） ただいまより川俣町各会計の決算審査結果についてご報告いたします。

はじめに、川俣町各会計決算、各基金の運用状況についてでございますが、会計管理者並びに企画財政課長立会いのもとに、平成23年7月27日から8月5日までの計6日間にわたり審査を行いました。その結果、各会計の決算計数については、関係諸帳簿及び証拠書類と照合の結果、誤りもなく、関係帳簿もそれぞれの目的に沿って整理されており、会計経理も正確に執行されたというふうに認められます。更に、財政の健全化に向けて、全町的に取り組んでいることは非常に評価に値するものであり、今後とも財源確保に努めるとともに、効果的な事業の遂行に努めるよう求めるものでございます。

続きまして、財政健全化審査についてでございますが、これは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行されたことに伴い、審査を行ったものでございます。内容につきましては、皆様に配布いたしました意見書のとおり、各比率については特に問題もなく、財政の健全性は確保されているというふうに認められます。

次に、公営企業会計経営健全化審査についてでございますが、こちらについても財政健全化審査と同様の理由により、審査を行ったものでございます。内容につきましては、皆様に配布いたしました意見書のとおりであり、資金不足は発生しておらず、経営の健全性は確保されているというふうに認められます。

最後になりますが、今後の町政運営にあたっては、国の財政構造改革の動向などを注視するとともに更なる一般財源の確保に努め、第5次川俣町振興計画に掲げる重点事業の推進はもちろんのこと、大震災による復旧と震災復興計画に基づく事業について、早急に取り組まれることを切に要望するものでございます。

以上、報告いたします。

代表監査委員 斎藤庸夫

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は14時25分といたします。
(午後2時10分)

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。
(午後2時25分)

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） ここでお諮りいたします。

日程第24、議案第70号から日程第30、議案第76号までは、平成23年度各会計の補正予算です。以上7件を一括議題とし、所管が同じ議題はまとめて説明を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、以上7件は一括議題とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） 日程第24、議案第70号「平成23年度川俣町一般会計補正予算（第5号）」について、当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第70号 平成23年度川俣町一般会計補正予算（第5号）について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第25、議案第71号「平成23年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、日程第26、議案第72号「平成23年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、日程第27、議案第73号「平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第71号 平成23年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第72号 平成23年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第73号、平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第28、議案第74号「平成23年度川俣町簡易水道事

業特別会計補正予算（第１号）」、日程第３０，議案第７６号「平成２３年度川俣町水道事業会計補正予算（第２号）」について、当局の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 議案第７４号 平成２３年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）、議案第７６号 平成２３年度川俣町水道事業会計補正予算（第２号）について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第２９，議案第７５号「平成２３年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第１号）」について、当局の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） 議案第７６号 平成２３年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第１号）について説明した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第３１，議案第７７号「川俣町小島財産区管理会委員の選任について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

古川町長。

○町長（古川道郎君） 議案第７７号、川俣町小島財産区管理会委員の選任について川俣町小島財産区管理会委員に次の者を選任にしたいので、同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
菅野善左エ門 かんのぜんざえもん	川俣町大字小島字岸波４３番地	昭和 ５年 ３月 ２６日
佐藤 忠 一 郎 さとう ちゅういちろう	川俣町大字小島字東町９番地	昭和 ２６年 ８月 ２日
佐藤 知 三 さとう ともぞう	川俣町大字小島字馬場１１番地	昭和 ２１年 １２月 １６日
佐藤 文 夫 さとう ふみお	川俣町大字小島字茂庭２０番地	昭和 ２９年 ８月 ３日
高 木 知 典 たかぎ ともりのり	川俣町大字小島字柳ヶ作１０番地	昭和 ３２年 １１月 ２０日
橋 本 一 良 はしもと かずよし	川俣町大字小島字舘ノ越２８番地	昭和 １５年 ４月 １日
藤 原 啓 ふじわら あきら	川俣町大字小島字当内敷１９番地	昭和 ２１年 ９月 ８日

平成２３年９月８日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

川俣町財産区管理会設置条例第４条の規定により、同意を求めるものである。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、町長の説明が終わりました。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第７７号を採決いたします。本案を原案のとおり同意することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第32, 議案第78号「川俣町飯坂財産区管理委員会委員の選任について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

○町長(古川道郎君) 議案第78号、川俣町飯坂財産区管理委員会委員の選任について川俣町飯坂財産区管理委員会に次の者を選任にしたいので、同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
阿部 里美	川俣町飯坂字大木戸35番地の1	昭和29年 4月15日
佐藤 岩男	川俣町飯坂字東町裏12番地	昭和24年 7月31日
佐藤 栄一郎	川俣町飯坂字米子田2番地	昭和22年 4月13日
佐藤 一雄	川俣町飯坂字羽前場6番地	昭和21年 7月 6日
佐藤 健喜	川俣町飯坂字梨窪2番地の17	昭和17年 5月 4日
佐藤 正仁	川俣町飯坂字昼曾根29番地の4	昭和35年 3月18日
藤原 正	川俣町飯坂字八幡8番地の2	昭和43年 5月13日

平成23年9月8日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

川俣町財産区管理委員会設置条例第4条の規定により、同意を求めるものである。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長(佐藤喜三郎君) これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決いたします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第33, 議案第79号「川俣町大綱木財産区管理委員会委員

の選任について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

古川町長。

- 町長（古川道郎君） 議案第 79 号、川俣町大綱木財産区管理会委員の選任について
川俣町大綱木財産区管理会委員に次の者を選任にしたいので、同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
菅野 勝典	川俣町大綱木字日里 7 番地の 1 1	昭和 23 年 4 月 15 日
齋藤 達夫	川俣町大綱木字上境木 4 番地	昭和 34 年 6 月 17 日
佐藤 研策	川俣町大綱木字久木 2 2 番地	昭和 23 年 4 月 24 日
佐藤 中行	川俣町大綱木字荒町 3 3 番地	昭和 42 年 1 月 4 日
宝槻 栄光	川俣町大綱木字大木田 2 3 番地の 2	昭和 19 年 7 月 6 日
安田 時雄	川俣町大綱木字曲坂 4 番地	昭和 24 年 12 月 13 日
安田 芳太郎	川俣町大綱木字壱貫田 1 9 番地	昭和 20 年 11 月 5 日

平成 23 年 9 月 8 日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

川俣町財産区管理会設置条例第 4 条の規定により、同意を求めるものである。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

- 議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

- 議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。
これから議案第 79 号を採決いたします。本案を原案のとおり同意することにご
異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

- 議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第 34、議案第 80 号「川俣町小綱木財産区管理会委員
の選任について」を議題といたします。
当局の説明を求めます。

古川町長。

- 町長（古川道郎君） 議案第 80 号、川俣町小綱木財産区管理会委員の選任について
川俣町小綱木財産区管理会委員に次の者を選任にしたいので、同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
菅野 勝男	川俣町小綱木字脇 1 0 番地の 1	昭和 1 7 年 1 月 2 5 日
菅野 廣次	川俣町小綱木字松ノ口 1 4 番地	昭和 2 2 年 1 1 月 4 日
佐々木 勝弘	川俣町小綱木字葭ヶ入 1 3 番地	昭和 2 2 年 4 月 4 日
佐藤 眞一	川俣町小綱木字仲堰 1 8 番地	昭和 2 4 年 3 月 1 4 日
佐藤 輝彦	川俣町小綱木字マミガ沢 1 7 番地	昭和 2 3 年 3 月 1 9 日
鈴木 新一	川俣町小綱木字五木内 2 7 番地	昭和 2 4 年 4 月 9 日
村上善治郎	川俣町小綱木字一ノ関 2 3 番地	昭和 1 0 年 1 1 月 1 4 日

平成 2 3 年 9 月 8 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

川俣町財産区管理会設置条例第 4 条の規定により、同意を求めるものである。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第 8 0 号を採決いたします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 3 5、議案第 8 1 号「川俣町山木屋財産区管理会委員の選任について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

古川町長。

○町長（古川道郎君） 議案第 8 1 号、川俣町山木屋財産区管理会委員の選任について川俣町山木屋財産区管理会委員に次の者を選任にしたいので、同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
大内 操	川俣町山木屋字小塚 8 番地	昭和 3 年 1 月 9 日
菅野 郁雄	川俣町山木屋字長畑 1 番地	昭和 6 年 2 月 1 4 日
菅野 政次	川俣町山木屋字大久保 2 1 番地	昭和 8 年 1 2 月 1 3 日
高橋 勲	川俣町山木屋字木ノ合木 1 番地	昭和 1 5 年 5 月 1 0 日
広野 隆俊	川俣町山木屋字細畑東山 5 番地	昭和 1 9 年 1 月 2 日

氏 名	住 所	生 年 月 日
ひろのふとし 広 野 太	川俣町山木屋字細畑 3 番地の 9	昭和 2 4 年 9 月 1 2 日
わたなべ なおいち 渡 辺 直 一	川俣町山木屋字地切 1 番地	昭和 1 0 年 5 月 1 9 日

平成 2 3 年 9 月 8 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

川俣町財産区管理会設置条例第 4 条の規定により、同意を求めるものである。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
遠藤宗弘君。

○1 4 番（遠藤宗弘君） 1 4 番 遠藤です。山木屋財産区の管理会の選任なんですが、これ実際問題として財産区の管理が行えるのかどうなのか、管理会だけを設置したとしても、現地に入ることもできなければ、財産がどうなっているのか分からないまま管理会を設置するということで、この管理会はどういう活動をするのかについてお尋ねしておきたいと思うんですが。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1 4 番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

質問の趣旨は計画的避難区域になっておりますから、そういった中でどのような活動をするのかということだと思いますけれども、財産区の管理の皆さん方にはそれぞれの任期が到来し、今回の改正になったわけではありますが、今後、4 年間の任期になるわけがあります。その中で避難区域の解除につきましては、いつということについてはまだ決まっておりませんけれども、しかし、この期間内のことでございますので、委員としては、この選任をお願いいたしまして、また、現地には毎日入られません。しかし、4 時間なり 3 時間なり、そういった時間を区切っては入れる状況もございますので、必要に応じては現地の確認も行えるものとの判断で今回、提案をさせていただきましたので、ご理解を賜りたく存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第 8 1 号を採決いたします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 36，議案第 82 号「川俣町個人情報保護審査会委員の任命について」を議題といたします。当局の説明を求めます。

町長。

○町長（古川道郎君） 議案第 82 号、川俣町個人情報保護審査会委員の任命について川俣町個人情報保護審査会委員に下記の者を任命したいので、同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
さわだ ゆきこ 澤田 由紀子	川俣町字鉄炮町 27 番地	昭和 26 年 5 月 16 日
さの こうじ 佐野 孝治	福島市入江町 3 番 8 号	昭和 38 年 4 月 25 日
さとう はつみ 佐藤 初美	福島市仲間町 6 番 12 号	昭和 41 年 11 月 30 日
かんの さいこ 菅野 幸子	川俣町大綱木字折橋 13 番地	昭和 38 年 3 月 6 日
さとう ひさこ 佐藤 尚子	川俣町大字小神字田代内 4 番地の 4	昭和 20 年 2 月 11 日

平成 23 年 9 月 8 日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

川俣町個人情報保護条例第 27 条第 4 項の規定により、同意を求めるものである。

個人情報保護審査会委員の方々の任期につきましては、2 年でございます。平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までの任期 2 年間に到来いたしますので、5 名の委員につきまして、再任により同意をお願いするものでございます。なお、澤田由紀子委員は鉄炮町に在住でありまして、元澤田織物株式会社の役員をされておりました。佐野孝治幸次委員は、福島大学経済学経営学類の教授として、現在在任中でございます。佐藤初美委員は、川俣町秋山の出身で、現在、福島市で弁護士として活躍をされております。菅野幸子委員は、川俣町男女共同参画推進委員としても、現在、任務を負っておられます。大綱木在住でございます。佐藤尚子委員は、元大阪で大阪府市長会参事兼東京事務所長代理などしておりましたが、現在、小神に在住でございます。以上、5 名の方をお願いいたします任期は、平成 23 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの 2 年間でございます。ご審議のうえご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第37、議案第83号「川俣町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町長。

○町長(古川道郎君) 議案第83号、川俣町固定資産評価審査委員会委員の選任について、

川俣町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
たかはし 高橋 郁子	川俣町大字西福沢字高田53番地	昭和16年 3月26日
たかはし 高橋 充男	川俣町飯坂字町裏7番地の1	昭和13年 3月30日

平成23年9月8日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものである。

それでは、提案理由を申し上げます。

地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員の選任の同意をお願い申し上げるものでございます。どう審査委員会委員3名の方で構成されておりますが、うち2名の委員が、本年9月30日までの任期3年間に到来いたしますので、ご提案をいたすものでございます。再任をお願いする高橋郁子さんは3期目、高橋充男さんは現在、1期目でございます。新しい任期は、平成23年10月1日から平成26年9月30日までの3年間でございます。ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(佐藤喜三郎君) これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第 83 号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 38，諮問第 1 号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題といたします。当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 諮問第 1 号、人権擁護委員の候補者の推薦について
人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
すずき 鈴木 フミ子	川俣町字新中町 99 番地	昭和 23 年 5 月 11 日

平成 23 年 9 月 8 日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、意見を求めるものである。

それでは、諮問第 1 号、人権擁護委員の候補者の推薦について、ご説明を申し上げます。

本町では、現在、人権擁護委員として 5 名の方々が法務大臣の委嘱を受け、憲法によって保障されている基本的人権を擁護するための種々の活動をいただいているところでございます。鈴木フミ子氏は、平成 11 年 12 月に人権擁護委員を委嘱されて以来、本年 11 月 30 日をもって 4 期目の任期満了を迎えます。鈴木氏には、引き続き人権擁護委員をお願いしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員の新しい任期は、法務大臣が委嘱した日から 3 年間でございます。

なお、鈴木氏は、現在、各種統計調査員などとしても、ご協力をいただいております。ご同意賜りますようお願いを申し上げます、提案といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから諮問第 1 号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これから各常任委員会を開催していただき、委員会の日程等について協議願います。
なお、各常任委員会の運営については、各常任委員長にお願いいたします。

明日 9 日、金曜日は、議案調査のため休会といたします。10 日は土曜日、11 日は日曜日のため、休会といたします。12 日、月曜日は、午前 10 時から本会議を開き一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後 3 時 29 分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 新関善三

同 署名議員 黒沢敏雄